

誰もが暮らしやすい社会をめざして… 京都府の取組

京都府では平成 27 年 4 月に「**京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例**」を施行。国の動きに先駆けて、雇用だけに限らず、障害のある方もない方も暮らしやすい社会づくりを実践しています。

基本的な考え方

京都府では障害のある方もない方も暮らしやすい社会づくりをめざしてさまざまな取組が行われてきました。しかしながら、障害のある方が毎日の生活の中で「不便だな」と感じるようなバリア（社会的障壁）が、まだ暮らしの色々な場面に存在しています。そのバリアをなくし、障害のある方もない方も生活のあらゆる場面で同じように暮らしていけること。みんながお互いのことを理解し、思いやり、支え合うこと。条例ではこれらのことを定め、誰もが暮らしやすい地域社会づくりをめざしています。

ヘルプマークを導入します！

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、京都府では平成 28 年 4 月から「ヘルプマーク」を導入し、普及をめざしていきます。



ヘルプマーク